

茨木市、茨木商工会議所及び大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学

との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、茨木市（以下「甲」という。）、茨木商工会議所（以下「乙」という。）及び大阪成蹊大学（以下「丙」という。）・大阪成蹊短期大学（以下「丁」という。）が、文化、芸術、子育て、産業、観光等のさまざまな分野において、人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

(連携協力事項)

- 第2条 甲、乙及び丙・丁は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。
- (1) 人的交流の促進
 - (2) 知的・物的資源の相互活用
 - (3) 共同による調査研究及び事業の実施
 - (4) その他前条の目的を実現するために必要な連携協力
- 2 本協定に基づき、連携協力事業の内容等に応じて、甲、乙及び丙・丁のうちの二者もしくは三者による連携事業を行う場合がある。

(連絡調整窓口)

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、甲、乙及び丙・丁それぞれに窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲、乙及び丙・丁のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙及び丙・丁が協議し決定するものとする。

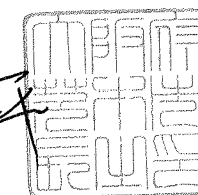
この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成25年(2013年)8月30日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市

市長

木本保平



乙 茨木市上中条一丁目9番20号
茨木商工会議所

会頭

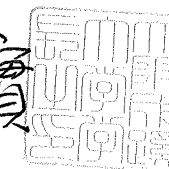
掛谷建郎



丙 大阪市東淀川区相川三丁目10番62号
大阪成蹊大学

学長

武蔵野 實



丁 大阪市東淀川区相川三丁目10番62号
大阪成蹊短期大学

学長

岡本正志

